

政治団体の政治資金収支報告書について

1 収支報告書の提出

① 通常の収支報告書（政治資金規正法（以下「法」という。）第12条第1項）

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年（1月1日～12月31日分）の収支報告書を、翌年の1月1日から3月31日（3月31日及び4月1日が行政庁の休日に当たるときは、その翌日）までに総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出しなければならない。なお、国会議員関係政治団体については、10の①のとおり、特例がある。

② 解散等の場合の収支報告書（法第17条第1条）

政治団体の代表者及び会計責任者は、政治団体が解散し、又は政治団体でなくなったときは、その日現在で記載した収支報告書を、その日から30日以内に総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 収支報告書を提出期限までに提出しなかった場合の罰則（法第25条第1項第1号）

5年以下の禁錮または百万円以下の罰金。

3 収支報告書を引き続き2年提出しなかった場合の寄附の受領又は支出の禁止（法第17条第2項）

政治団体が毎年の収支報告書を2年にわたり提出しない場合は、当該政治団体は、2年目の収支報告書の提出期限が経過した後は政治団体の設立の届出をしていないものとみなされ、政治活動（選挙運動を含む。）のためにいかなる名義をもってするを問わず、寄附を受けたり、支出をしたりすることが禁止される。

4 収支報告書の要旨の公表（法第20条）

収支報告書を受領したときは、総務大臣又は選挙管理委員会は、その要旨を公表しなければならない。その公表は、都道府県選挙管理委員会にあっては、県公報（総務大臣にあっては官報）により行う。

5 収支報告書の保存及び閲覧（法第20条の2）

総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、収支報告書の要旨を公表した日から3年を経過する日まで報告書を保存しなければならない。

何人も収支報告書の要旨が公表された日から3年間、総務大臣にあっては総務省令の定めるところにより、都道府県選挙管理委員会にあっては、その定めるところにより当該収支報告書又は書面の閲覧を請求することができる。

6 会計帳簿等の保存（法第16条）

政治団体の会計責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書等を収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過

する日まで保存しなければならない。

7 資金管理団体とは（法第19条第1項）

- ① 公職の候補者、公職の候補者となろうとする者及び公職に在籍している者（以下「公職の候補者等」という。）が自分のために政治資金の拠出を受け、政治家の政治資金を取り扱わせる政治団体として、指定した政治団体をいう。
- ② 資金管理団体の指定は、公職の候補者等1人につき一に限るものとし、公職の候補者等自らがその代表者であることが必要。

8 資金管理団体に指定するメリット

- ① 「自己の資金管理団体に対する寄附」については、寄附の量的制限のうち個別制限（年間150万円）に関する規定が適用されないため、総枠制限（年間1,000万円）の範囲で寄附をすることができる。
また公職の候補者等が政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部をその資金管理団体に寄附する場合には、その寄附は特定寄附として、さらに寄附の総枠制限（年間1,000万円）が適用されない。（法第19条の3第1項、第19条の4、第21条の3第4項、第22条第3項）
- ② 公職の候補者等は、選挙前一定期間（任期満了の場合、任期満了の日前90日から選挙期日まで）、自己の後援団体に寄附することが禁止されているが、「資金管理団体に対してする寄附」は差し支えない。（公職選

挙法第199条の5第3項)

9 国会議員関係政治団体とは（法第19条の7）

- ① 国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。）が代表者である資金管理団体・その他の政治団体（1号団体）
- ② 租税特別措置法に規定する寄付金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）
- ③ 国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられる政党支部（県本部除く。）のうち、国会議員・候補者が代表者である支部（みなし1号団体）

10 国会議員関係政治団体の特例（平成21年分の収支報告書から適用）

- ① 収支報告に関する特例（法第19条の9、法第19条の10）

国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては、人件費以外の経費のうち1件1万円を超えるものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければならない（領収書の徴収義務はすべての支出に係る。）。

また、収支報告書の提出期限は、翌年5月末日（1月から5月までの間に総選挙等があった場合は、6月末日）までとされている。

② 登録政治資金監査人による政治資金監査（法第19条の13、法第19条の14）

収支報告書を提出するときは、その支出に関し、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等などについて、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受けなければならない。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の提出に併せて、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければならない。

③ 少額領収書等の写しの開示制度（法第19条の16）

何人も収支報告書の要旨公表日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し等（少額領収書等の写し）について、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し開示請求をすることができる。